

## 次期市川市地域福祉計画の策定について

## 1. 今回の審議の目的

- ①計画策定にあたって考慮すべき主要要素に関する情報共有・意見交換
- ②計画策定の基本的方針（案）に関する意見交換

## 2. 計画策定にあたって考慮すべき主要要素

※資料内のアルファベットは2、3ページの「計画策定の基本的方針（案）」に対応

## ＜現計画策定以降の法改正・国の通知＞

## (1) 社会福祉法の改正（平成 29 年 6 月 2 日公布）

地域福祉計画に関係する改正概要は以下のとおり。

- ア. 市町村は、地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされた。（第 106 条の 3 関係）

## 具体的な事業の例示

- 地域活動への参加促進支援… A
- 地域活動拠点の整備… B
- 地域住民等に対する研修の実施… C
- 身近な相談支援体制の整備… D
- 地域生活課題解決のための支援関係機関の連携体制の整備… E

## イ. 市町村地域福祉計画の記載事項が 2 項目追加された。（第 107 条関係）

- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項… F
- 第 106 条の 3 の包括的な支援体制の整備に関する事項… A～E

## (2) 厚生労働省の通知（平成 26 年 3 月 27 日付）

市町村地域福祉計画に、生活困窮者自立支援方を盛り込むこととされた。…G

## ＜解決すべき課題＞

地域ケア推進連絡会・地区推進会議における地域活動をされている方々からの意見、平成 28 年度実施のアンケート調査結果から、解決すべき課題として以下の項目の優先度が高いと認識している。（今後の地区推進会議での検討により修正の可能性がある）

- ①地域活動の担い手の確保と育成… H
- ②地域活動の場の確保・充実… I
- ③地域ケアシステムの PR… J
- ④地域での連携（自治（町）会・商店会・学校・高齢者サポートセンター等）… K
- ⑤地域住民同士の交流促進… L
- ⑥生活支援ニーズへの対応… M
- ⑦自治（町）会の加入促進… N
- ⑧身近な相談支援体制の整備… O
- ⑨情報共有・管理の充実（個人情報の取扱い等）… P

### 3. 計画策定の基本的方針（案）

<イメージ>



<意見交換のポイント>

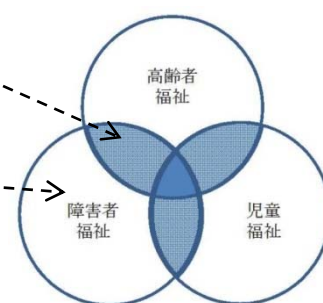
#### (1) 計画の主な役割

以下の2点を主な役割とする。

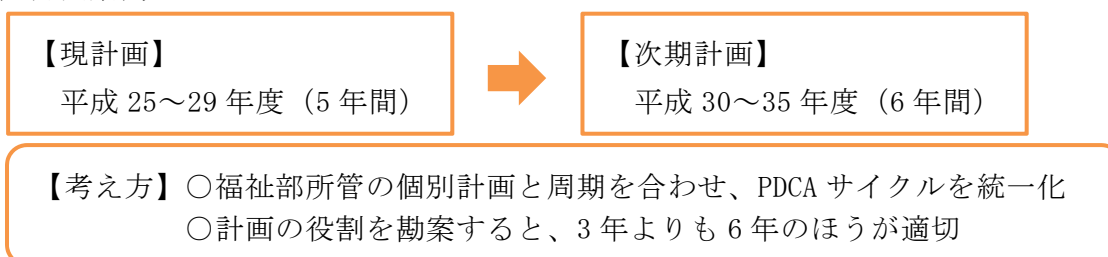
- ① 高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の各分野で策定している計画（個別計画）を横断的につなぐ計画として、主要な福祉分野横断的事業について進行管理を行う。（…1 ページF に対応）

個別分野の事業の進行管理については個別計画に委ねる。

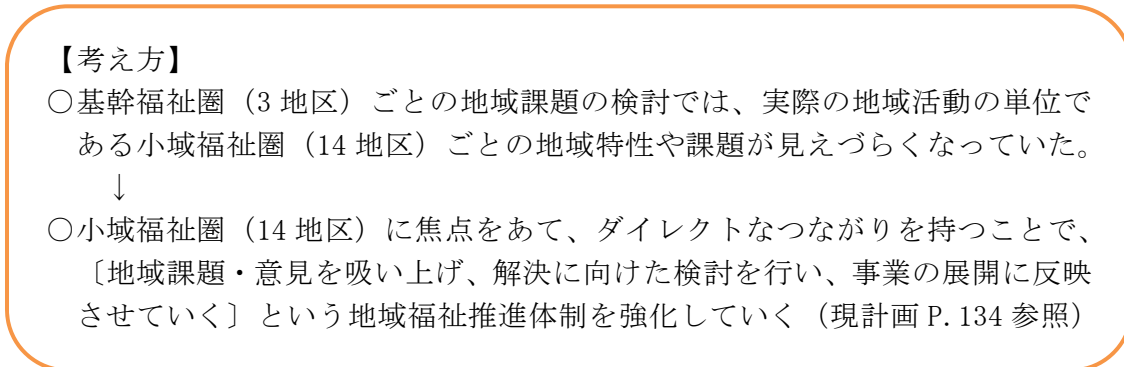
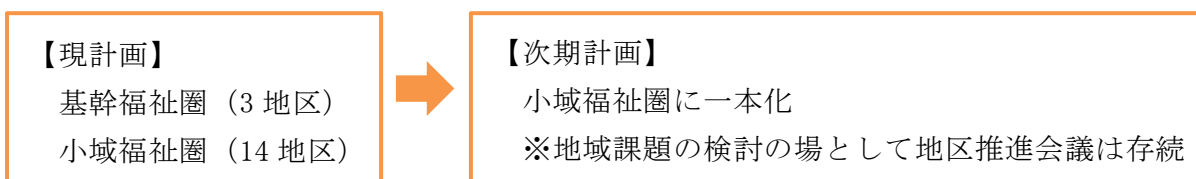
- ② 「わかちあいプラン」の地区別計画との連携のもと、小域福祉圏（14 地区）ごとの地域課題を吸い上げ、解決に向けた検討を行い、事業の展開に反映させていく仕組みを担保する。（「ボトムアップ」形式の計画を目指す）



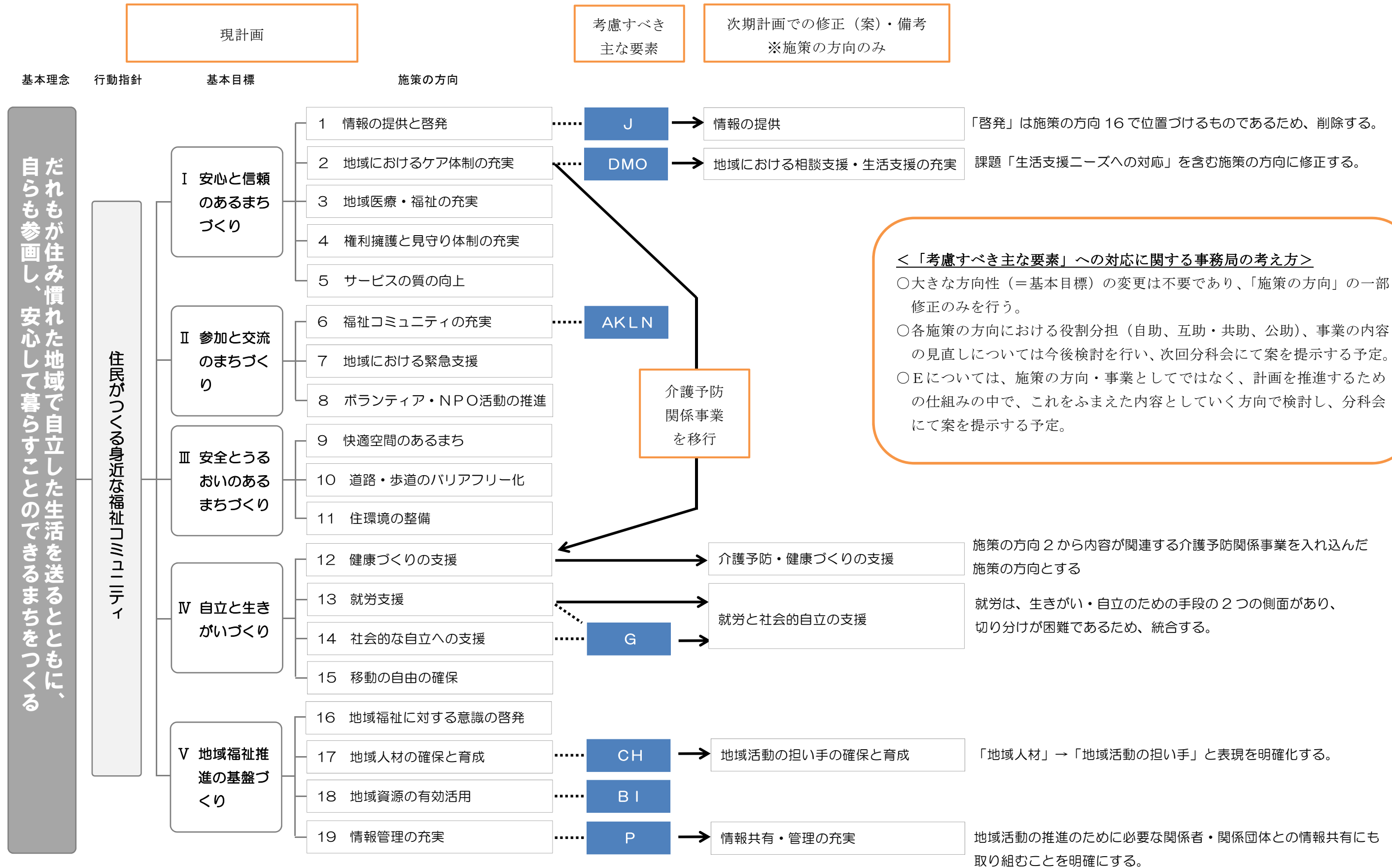
#### (2) 計画期間



#### (3) 圏域の設定



(4) 基本計画



#### 4. 参考資料

##### (1) 社会福祉法抜粋（下線部が改正箇所）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

(1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

(2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

(3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要がある認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 国通知

社援0327発第13号

平成26年3月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）、「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」（平成22年8月13日社援地発0813第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により実施されているところである。

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）は、社会経済の構造的な変化等による生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するものであり、平成27年4月から施行することとされている。この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

貴職におかれては、本制度の趣旨を踏まえ、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいただくようご配慮いただくとともに、都道府県においては、市町村地域福祉計画の策定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

（別添資料省略）



(3) 国資料

：地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案のポイント

### 3. 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

#### 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

##### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

##### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(\*)  
(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困難者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

##### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

#### 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉両方の制度に**新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)

